



編集発行 公益財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター 和歌山市ト半町33 TEL 073-431-0657  
FAX 073-422-3269

## 年 頭 の ご あ い さ つ

公益財団法人 和歌山県生活衛生営業指導センター

理事長 坂 口 邦 嗣



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、ご家族おそろいでお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

国の月例経済報告では、国内景気は「緩やかな回復基調が続いている」とされていますが、生衛業の皆様の実感としては、人件費上昇、従業員不足等の状況が見られる中、今一つと感じておられる方が多いのではないのでしょうか。

生衛業は、本来、小規模経営が多く、景気の影響を受けやすい業種であり、それぞれ多くの課題も抱えています。しかし、消費者の最も身近で営業していることは大きな利点でもあります。リスクをチャンスととらえ、常に感度を高くして前向きに共に進んでいきたいものです。

また、人口減少は、生衛業にとっても大きな課題です。県の推計では2060年の本県の将来人口は何もしなければ50万人程度と推定されています。

そうした厳しい状況においても、生衛業は利用者・消費者の身近にあって必要とされるものやサービスを提供

し、地域を支える役割が求められています。生衛業の皆様方におかれましては、生衛法制定以来、組合活動等を通じて経営の安定、衛生水準の向上等に取り組んできたこれまでの成果を踏まえ、今一度生活衛生同業組合の意義を見直し、新たな時代に応えていけるよう努めていただきたいと考えます。

当センターといたしましても、生衛業の皆様を始め、各生衛組合、全国指導センター、全国生衛中央会及び日本政策金融公庫等の関係機関との連携はもとより、県市行政機関のご協力を得て、生衛業界の経営の安定及び衛生水準の維持向上等、業界の発展に努めてまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

「申酉騒ぐ。戌は笑う。」

皆様におかれましては、組合員一丸となり、関係機関と連携を一層密にして、現在の難局を乗り越えられ、本年が皆様方にとって「笑う」年となることを願ってやみません。

最後になりましたが、生活衛生関係業界の発展と皆様方のご多幸を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 新 年 の ご あ い さ つ



新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より生活衛生営業の衛生水準の維持向上を通じ、県民の快適で衛生的な暮らしの実現にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年は、シェアリング・エコノミーの分野では初めて既存の旅館業と切り分け、新たな事業として法制化された住宅宿泊事業法が施行されます。この事業の積極的な活用により、新たなビジネスチャンスが創出され、地方の活性化の起爆剤に、との期待も高まっています。

和歌山県環境生活部県民局

食品・生活衛生課長 藪野 敬 史

しかしながら、同法を担当する当課といたしましては、静穏な住環境を求める住民とのトラブルも懸念しています。誰もが安心して快適に利用できることは勿論のこと、地域住民の理解のもと地域に民泊が根付き、「和歌山の民泊ってちゃんとしているよね」と言われるようにして、旅館やホテルとともにブランド化していきたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年が皆様方にとりまして素晴らしい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶といたします。

## ごあいさつ



日本政策金融公庫和歌山支店

支店長兼国民生活事業統轄 **飯 田 圭 一**

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の経済動向を見ますと、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、政府の各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調にあります。皆さまにおかれましては、景気回復の実感が、必ずしも十分に浸透していないのではないかと思います。

このような環境下において、衛生水準の向上や地域

経済の発展に指導的役割を果たしておられる皆さまの活動は、極めて重要であると認識しております。

私ども、公庫といたしましても、引き続き、地域の政策金融機関として、組合員の皆さまの衛生水準の向上、地域社会の発展のために政策機能を最大限発揮して参る所存です。

最後に、本年が皆さまにとりまして、ご発展、ご繁栄の年となりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

### 栄えある受賞おめでとうございます

永年にわたり生活衛生関係営業の発展と向上に尽くされたご功績により、生活衛生功労者として表彰を受けられました。心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

#### ☆厚生労働大臣表彰〔平成29年10月27日・ホテルニューオータニ〕

興行生活衛生同業組合 理事長	<b>堀 江 邦 彦</b> 氏 (大阪市)
美容業生活衛生同業組合 副理事長	<b>宮 井 弘</b> 氏 (有田川町)
理容生活衛生同業組合 副理事長	<b>長 谷 伸 二</b> 氏 (田辺市)

#### ☆全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰〔平成29年10月27日・ホテルニューオータニ〕

クリーニング業生活衛生同業組合 理事	<b>吉 村 隆 彦</b> 氏 (かつらぎ町)
理容生活衛生同業組合 常任理事	<b>丸 山 卓 也</b> 氏 (和歌山市)

#### ☆和歌山県知事感謝状〔平成29年11月30日・アバローム紀の国〕

理容生活衛生同業組合 常任理事	<b>中 井 隆 也</b> 氏 (和歌山市)
美容業生活衛生同業組合 理事	<b>田 上 景 一</b> 氏 (田辺市)
クリーニング業生活衛生同業組合	<b>島 本 昌 彦</b> 氏 (和歌山市)
旅館ホテル生活衛生同業組合 監事	<b>利 光 昭 広</b> 氏 (和歌山市)
飲食業生活衛生同業組合 理事	<b>神 崎 専 行</b> 氏 (海南市)
飲食業生活衛生同業組合	<b>貴 志 一 郎</b> 氏 (和歌山市)
飲食業生活衛生同業組合	<b>谷 内 喜 一 郎</b> 氏 (かつらぎ町)

## 地区生活衛生営業相談室を開催

生衛業の皆様のご経営、融資その他の営業の相談に応じるために、日本政策金融公庫の融資関係を中心に地区相談室を開催しました。

開催日	保健所管内	開催場所
8月21日(月)	橋本	JA紀北かわかみ本店
10月23日(月)	新宮	新宮商工会議所
11月6日(月)	串本	串本商工会館
11月27日(月)	田辺	紀南文化会館



## クリーニング師研修会及び業務従事者講習を開催

クリーニング業法で3年以内ごとに1回の受講が義務付けられているクリーニング師研修、業務従事者講習をクリーニング組合・各保健所のご協力を得て開催しました。

### クリーニング師研修 (田辺市会場)

開催日	場所	受講者数
8月20日(日)	紀南文化会館	23名

### 業務従事者講習会

受付期間	レポート提出締切	受講者数
6月20日(日)～7月21日(金)	8月21日(月)	28名



※受講者には、修了証書と受講済ステッカーを交付しました。

※クリーニング師研修 (和歌山会場) は、平成30年2月25日(日)に開催します。詳細は、P6をご覧ください。

## 衛生水準の確保・向上事業推進会議で各組合の行動計画を発表



平成29年11月7日(火)10:30からルミエール華月殿において、衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました。

会議では本事業の意義について再確認を行い、各生衛組合及び指導センターから「広報事業」「組合員倍增運動」「セミナー開催」「自主衛生管理」などの行動計画案について発表の後、意見交換を行い、和歌山県市の生衛担当課長及び金融公庫国民生活事業統轄、全国センター特別事業相談室長から各組合の計画に対し助言を頂きました。

## 平成29年度生衛組合事務局職員等研修会を開催

平成29年11月7日(火)13:00からミエール華月殿において、各生衛組合役員及び職員を対象に生衛法、生衛組合、生衛業界の現状と課題等に関する研修会を開催しました。当日は全国センター桑原特別事業相談室長から「生衛組合はなぜ必要か～生衛法は生衛業と生衛組合を支援する基本法～」をテーマに基調講演の後、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合の楠元昌樹氏から「滋賀県旅館ホテル生衛組合における組合活動の基盤強化と新規加入勧奨の取組み」をテーマにお話いただき、その後参加者で活発な意見交換が行われました。



## 平成29年度経営特別相談員研修会を開催しました。

平成29年10月2日(月)和歌山ビッグ愛において平成29年度経営特別相談員研修会を開催し、新任の1名を含む多くの経営相談員が研修を受講しました。

経営特別相談員は、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を推進し、健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、業界の自主的な活動として行う経営指導相談事業の強化を図ることを目的に、県知事から委嘱を受けて各地域で活動されています。

設備改善等により生活衛生融資の申込みをされる場合にはお気軽に相談してください。



### 《生活衛生営業経営特別相談員名》

(平成29年11月1日現在 46名)

氏名	所属	住所	氏名	所属	住所	氏名	所属	住所
中野 誠司	飲食業	和歌山市	中井 隆也	理容	和歌山市	赤居 憲	クリーニング業	和歌山市
※安井 弘美	〃	和歌山市	丸山 卓也	〃	和歌山市	池田 大和	〃	和歌山市
寺尾 恵二	〃	橋本市	小川 香代	〃	和歌山市	岩倉 茂実	〃	和歌山市
岡本 康宏	〃	岩出市	山口伊玖磨	〃	橋本市	橋本 光司	〃	和歌山市
前田 洋三	〃	海南市	山本 忠弘	〃	海南市	堀口 英樹	〃	和歌山市
山下 清彦	〃	海南市	木村 忠則	〃	御坊市	小島 里美	〃	和歌山市
山畑 弥生	〃	紀美野町	長谷 伸二	〃	田辺市	木下 勲	〃	田辺市
廣井 孝一	〃	田辺市	鉢本 晃生	〃	田辺市	梅本 勝也	〃	広川町
里中 祐吉	〃	新宮市	(8名)			(8名)		
福本 宗治	〃	かつらぎ町	大野 裕弘	美容業	和歌山市	後藤 勝文	旅館・ホテル	和歌山市
松山 匡延	〃	九度山町	岩橋 八重	〃	和歌山市	田中 敏彦	〃	和歌山市
小倉 正男	〃	高野町	河端 洋美	〃	和歌山市	柏木 由起	〃	和歌山市
新田みどり	〃	印南町	瀬迫佳世子	〃	橋本市	庄司真珠美	〃	田辺市
愛須 崇夫	〃	白浜町	原 多万子	〃	海南市	(4名)		
若田 耕一	〃	白浜町	谷口 秀幸	〃	有田市	藤井美穂子	食肉	和歌山市
(15名)			松下 修	〃	御坊市	岡本 安広	〃	海南市
			田上 景一	〃	田辺市	(2名)		
			中島 敦司	〃	田辺市			
			(9名)					

※印は新たに経営特別相談員に委嘱された方です。

## 日本政策金融公庫 国民生活事業だより

## 【ご融資のご案内】

## 一般貸付・振興事業貸付

一般貸付は生活衛生関係の事業を営む方全般、振興事業貸付は振興計画の認定を厚生労働大臣から受けている生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただけます。

業 種	一般貸付	振興事業貸付	
	ご 融 資 額		
	設備資金	設備資金	運転資金
飲食店営業 喫茶店営業 食肉販売業 食鳥肉販売業 氷雪販売業 理容業 美容業 その他公衆浴場業（一般貸付に限る）	7,200万円以内	1億5,000万円以内	全業種 5,700万円以内
一般公衆浴場業	3億円以内 (2施設以上で4億8,000万円以内)	1億5,000万円以内 (一般貸付と別枠)	
旅館業	4億円以内	7億2,000万円以内	
興行場営業	2億円以内	7億2,000万円以内	
サウナ営業（一般貸付に限る）			
クリーニング業	1億2,000万円以内	3億円以内	
全業種	ご返済期間（うち据置期間）		
	13年以内（1年以内） 一般公衆浴場業は30年以内	20年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）

- (注) 1 一般貸付には、都道府県知事の「推せん書」が必要です（申込金額が500万円以下の場合には不要です）。  
 2 振興事業貸付には、生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。  
 3 ご返済期間はお使いみちによって異なります。  
 4 クリーニング業（洗たくを実施）からクリーニング取次店に業種転換された方のうち、一定の要件に該当する方もご融資の対象となります（ただし、ご融資額は設備資金・運転資金とも4,800万円以内）。  
 5 振興事業貸付を特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

## 生活衛生セーフティネット貸付

経営の安定・基盤強化の運転資金としてご利用いただけます。

	ご利用いただける方	ご融資額	ご返済期間（うち据置期間）
経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している方	5,700万円以内	8年以内（3年以内）
金融環境変化資金	取引先金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方	別枠4,000万円以内	

- (注) 生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長または理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

## 生活衛生改善貸付（無担保・無保証人のご融資）

小規模事業者で生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方にご利用いただけます。

お使いみち	ご融資額	ご返済期間（うち据置期間）
設備資金	2,000万円以内	10年以内（2年以内）
運転資金		7年以内（1年以内）

- (注) 小規模事業者（従業員5人以下（旅館業および興行場営業者は20人以下））であって、一定の要件を満たした上で生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要です。

※審査の結果、お客様のご要望に沿えないことがあります。

## 研修会・各種相談室のご案内

● クリーニング師研修（和歌山市会場）を実施します。

開 催 日	平成30年2月25日（日） 13:00～17:10
場 所	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平2-1-2）
対 象	和歌山・橋本・岩出・海南保健所管内他
受 講 料	5,000円
受 付	平成30年1月10日（水）～平成30年2月19日（月）
申込先問合せ先	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター 電話 073-431-0657

● 生衛業に係る法律相談室のご案内

生衛業の皆様の営業及び日常生活で生じた法律問題について、弁護士さんによる法律相談室を開催しますので、ご活用ください。

開 催 日	平成30年2月19日（月） 13:00～16:00
場 所	（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター 電話 073-431-0657

※当日の相談受付人数に限りがありますので、事前に当指導センター又はあなたの所属する組合まで申し出てください。  
なお、相談は無料ですが、継続して相談を受ける場合は、相談者の負担となります。

## 消費者のより強い信頼を得るために Sマークに加入しましょう

近年、特にお客様の安全・安心なお店に対する関心が高まっています。

標準営業約款制度「Sマーク」は、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店を示す標識で、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

お客様の信頼を高めるためにSマークに加入しましょう。

お問合せは、（公財）和歌山県生活衛生営業指導センター

TEL 073-431-0657

和歌山県理容生活衛生同業組合 和歌山県美容業生活衛生同業組合

和歌山県クリーニング業生活衛生同業組合 和歌山県飲食業生活衛生同業



## 生活衛生関係業者の皆様 生活衛生同業組合に加入しませんか？ 組合に加入するとこんなメリットが



○日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

○保険料の安い団体保険制度に加入できます。

○行政や業界の最新情報を知ることができます。

○各組合独自の割引制度などを受けることができます。

詳しくは、各生衛組合または生活衛生営業指導センターにお問い合わせください。

飲食業組合 TEL 073-423-2132 理容組合 TEL 073-444-5400

美容業組合 TEL 073-474-1060 クリーニング業組合 TEL 073-432-2817

食肉組合 TEL 073-432-4529 旅館ホテル組合 TEL 073-431-1366

興行組合 TEL 073-480-4777